障害のある求職者のみなさまへ

ハローワークは、就職を希望する障害者の方に専門的な支援を行っています

仕事をしたいと思ったら、まずハローワークへお越しください。

ハローワークでは、障害について専門的な知識をもつ担当者が、仕事に関する情報を提供したり、就職に関する相談に応じるなど、きめ細かい支援体制を整えています。

（ハローワークの所在地：http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html）。

- ●障害があるため（身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病など）長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、または職業生活を営むことが著しく困難な方が支援の対象です。手帳の有無は問いません。
- ●身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方はご持参ください。なお、相談の内容によっては、主治医の診断書、意見書（ハローワークの書式）の提出をお願いする場合があります。



たとえば、次のようなご相談に応じています。

仕事をしたいが、不安がある。

- 仕事の探し方や履歴書の書き方など、仕事に関するさまざまな相談に応じます。
- 生活面を含む幅広い支援を希望される方には、「障害者就業・生活支援センター」などの支援機関をご案内します。
- 障害者を対象とした求人の情報を提供します。
  ※求人の閲覧方法はハローワークにお尋ねください。

どのような仕事が向いているかわからない。

- 障害の状況やこれまでの経験などをお聞きしながら、アドバイスします。
- 職業能力や仕事の適性などを把握するため、必要に応じて専門機関（地域障害者職業センター）による職業評価（無料）をご案内します。
- 就職のために新たな技能を身につけたい方には、職業訓練（無料）をご案内します。

採用面接で、自分のことをうまく説明する自信がない。

- 求人に応募する際、配慮を必要とする内容などをハローワークから求人企業に説明します。
- ご希望に応じて、ハローワークや就労支援機関の担当者が採用面接に同行します。

就職しても長続きしないのではないか、心配。

- 就職した後も、ハローワークや就労支援機関が、電話や訪問を通じて継続的に支援します。
- 専門的な知識を持った援助者（ジョブコーチ）が就職先を訪問し、職場に適応できるよう、さまざまな支援を行う制度をご紹介します。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク